

事業活動収支計算書

令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで

(単位 円)

		科目	金額
教育活動収支	収入の活動	学生生徒等納付金	139,328,100
		付随事業収入	26,000
		雑収入	523,088
		教育活動収入計	139,877,188
	支出の活動	人件費	75,868,862
		教育研究経費	24,142,986
		管理経費	34,661,587
		教育活動支出計	134,673,435
		教育活動収支差額	5,203,753
教育活動外収支	収入の活動	受取利息・配当金	884
		教育活動外収入計	39,865,008
	支出の活動	借入金等利息	0
		教育活動外支出計	39,129,908
			教育活動外収支差額
		経常収支差額	5,939,737

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	96,200,801	流動負債	56,387,019
現金	475,102	買掛金	0
預金	90,405,380	未払金	2,890,361
前渡金	390,916	預り金	1,285,965
仮払金	22,390	前受金	0
未収入金	4,907,013	未払消費税等	669,200
		未払費用	6,617,393
固定資産	124,268,029	入学金前受金	5,266,600
有形固定資産		授業料前受金	38,982,200
建物	67,671,774	法人税等充当金	675,300
建物付属設備	6	仮受金	0
構築物	166,805	固定負債	0
車両運搬具	15,218	純資産の部	金額
工具器具備品	77,566	純資産	164,081,811
土地	56,084,660	出資金	20,000,000
電話加入権	90,000	利益準備金	17,755,410
外部出資その他の資産		特別積立金	16,275,410
出資金	50,000	教育情報繰越金	10,441,745
敷金	112,000	当期末処分剰余金	99,609,246
資産合計	220,468,830	負債及び純資産合計	220,468,830

損益計算書

自令和5年4月1日 至令和6年3月31日

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
事業費	39,129,908	事業収入	38,771,083
共同購入事業費	31,790,058	共同購入事業費	36,955,135
協同組合事業費	7,339,850	委託料収入	1,815,948
一般管理費	138,071,929	賦課金収入	400,000
学校事業経費	138,071,929	一般賦課金	400,000
特別損失	0	学校収入	139,328,100
		受験料収入	730,000
		入学金収入	7,700,000
税等	675,300	授業料収入	129,138,000
法人税等	675,300	補講料収入	1,760,100
	0	事業外収入	1,243,897
		事業外受取利息	645
		雑収入	1,217,013
		証明書発行手数料	26,000
		受取配当金	239
当期利益剰余金	1,865,943		
合計	179,743,080	合計	179,743,080

令和5年度決算報告書

財産目録
令和6年3月31日現在

摘要	金額 (単位:円)
(資産の部)	
I 流動資産	5,795,421
現金	475,102
預金	
仮払金	22,390
前渡金	390,916
未収入金	4,907,013
II 固定資産	124,268,029
建物	67,671,774
建物付属設備	6
構築物	166,805
工具器具備品	77,566
車両運搬具	15,218
土地	56,084,660
電話加入金	90,000
外部出資金	
熊本県中小企業団体中央会	50,000
敷金	112,000
資産合計	130,063,450

摘要	金額 (単位:円)
(負債の部)	
I 流動負債	56,387,019
未払金	2,890,361
未払費用	6,617,393
前受金	
買掛金	
預り金	1,285,965
法人税等充当金	675,300
未払消費税	669,200
仮受金	0
入学金前受金 (100,000 × 44名) (50,000 × 16名) (66,600 × 1名)	5,266,600
授業料前受金	38,982,200
21期生学費11,164,200円	
22期生学費22,320,000円	
通信制学費5,498,000円	
II 固定負債	0
長期借入金	0
負債合計	56,387,019
差引正味財産	73,676,431

監査報告書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、組合から受領した第23期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案を監査した。

なお、当組合の監事は、定款第28条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。

1 監査方法の概要

決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取その他通常取るべき必要な方法を用いて調査した。

2 監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。
- (2) 剰余金処分案は法令及び定款に適合している。

令和6年5月15日

MOB協同組合

監事 牧野 修

